

資料7

突哨山ヒグマ対応 新ルールのポイント

2019/4/27 NPO もりねっと

■変更点

- 前年まで：ヒグマの痕跡、目撃情報あれば閉鎖。再開は「様子を見て」（ヒグマの存在に気づかないことが多いが、気づくと閉鎖となる）
- 今年から：
- ①平時から調査（自動カメラ、痕跡、雪上踏査）、連絡体制
 - ②痕跡や目撃あれば一時閉鎖、全員退去、情報共有
 - ③1-2日内に現地確認調査を実施
 - 非問題グマと判断できれば遊歩道再開。利用者告知
 - 問題グマであれば閉鎖続行。問題の内容・程度に応じ対策

■非問題グマとは

道の対応指針による有害度判定「段階ゼロ」が非問題グマ
=人を避ける、人為的な食物をあさらない、ほとんど森林内で行動

本来のヒグマの生活様式を維持しており、突発的な遭遇を予防すれば時間、空間的な棲み分けは可能。

突哨山では、一般市民が多く利用する森林型公園（都市緑地）であるため、通常の登山道などよりはより安全を重視した管理が必要。上記の「段階ゼロ」の状態に限り、遊歩道の利用を行う。利用者の協力も求める。

■問題グマとは

農地を繰り返し荒らす、人につきまとう、などの行動は段階2、段階3となり、排除の対象。人前にたびたび姿を見せる（人を避けない）段階1は、その状態では攻撃性はないが、利用者との遭遇リスク、偶発的な事故の可能性が高まるため、突哨山では遊歩道閉鎖と判断する。

エゾシカの斃死体があると、ヒグマが餌とし、近づく人を攻撃する場合があるので、こうした時も誘引物がなくなるまで閉鎖とする。

■2018年のヒグマ行動の評価

2018年は5月から8月に若い2頭が公園区域に存在。いずれも数日単位の侵入で常駐せず、人を避けており、人為的な食物を食べた形跡は見られない。18年並みの状況であれば、調査継続、利用者への情報提供の上、遊歩道は利用可能と考えられる。

■対策のポイント

★継続的なヒグマ調査

雪上に足跡が残る初冬と早春に全域調査を実施。18年11月から19年4月にかけ、4回の調査でヒグマの足跡や冬眠の痕跡は見つからなかった。

18年は旭川市、比布町、NPOもりねっとの合同で自動カメラ8台を設置し、ヒグマの動向を巡回・監視。5月から8月までの行動を確認した。

19年度は3機関合わせて10台程度の自動カメラを突哨山内外に設置予定。痕跡調査なども含め、ヒグマの行動を監視する。

★利用者への情報提供、教育普及

ヒグマを人慣れさせないための野外ルール、万一出くわした時の対応策などのほか、基礎的なヒグマの生態、食性を解説するチラシを作成。平時から入山口などで配布する。セミナーも開催し、現実に近いヒグマ観を普及する。

遊歩道の数カ所に4月末から小型の鐘を吊るし、随時鳴らしてもらう。ヒグマに人と歩道の存在を知らせるとともに、利用者にもヒグマへの関心、警戒心を持ってもらう。連休後は鳴り物（鈴）も配布する。（無償、入山口で返却）

入山口に情報板を設置し、ヒグマに関する情報を随時提供する。

★利用者へのお願い →ヒグマは殺し屋ではないが、出くわすと危険

朝夕はヒグマの行動時間と重なる。1人歩きを避け、複数で行動する。子供だけでは入らない。音を立てて存在を知らせる。遊歩道を外れない。ペットはクマを刺激するので連れて入らない。食べ物、飲み物をこぼさない・捨てない

★関係機関の連携、地元への情報提供

対策要綱を作成して、対応手順や連絡目などを共有する。

第一次の常時情報共有と連携対処は旭川市（土木部、環境部）、比布町（産業振興課）、突哨山運営協議会、指定管理者のNPOもりねっと北海道の5者。

これに振興局、警察、獣友会、自治会、NEXCO、学校、男山自然公園などが加わり、必要に講じて情報を共有する。

■ヒグマ問題の背景

主に親子、若グマによる里山地域への再進出現象（野生の逆襲）

★個体数の増加：クマが撃てる狩猟者の減少、人慣れによる畠荒らしの恒常化（栄養改善）などから、エゾシカのような急増ではないが、個体数はゆっくり増加

★生息域の拡大：ヒグマ社会では大きな雄グマが優位で、子連れや若グマにとって危険な存在。親子連れや経験の浅い若グマが人里近くに住みつく傾向がある。農作物依存もこの傾向を後押しする。新世代ベアーズが、個体ではなく世代となって現れている。

★野生動物に対する人間社会の抵抗力の低下、緩衝地帯（山村）の弱体化 ⇒野生動物との軋轢は、今後も継続、拡大の恐れがある

■問い合わせ先

公園の維持管理について

旭川市土木部公園みどり課 0166-25-9705

ヒグマ調査、生態について 良川市役所 090-8903-3001

NPO法人もりねっと北海道 山本牧 090-8903-3001

★一般からの情報受け付けは旭川市役所、比布町役場の代表電話です

2019 突哨山ヒグマ対応策 実施要綱 (Ver.5b)

2019年5月

■はじめに

突哨山のヒグマは 2018 年 5 月から 8 月にかけ、2 頭が公園区域に出現した。今後も同様に行動する可能性があり、入園者の安全を確保したうえで公園利用を継続するため、この要綱を策定する。

ヒグマ対応は基本的には道の「ヒグマ出没時の対応指針」(2018 年 3 月)に準拠するが、突哨山は一般市民が多く訪れる公園区域（都市緑地）であることから、より安全確保と情報提供、普及教育を重視する。

対応の基本は平時（非出現時）からの調査、情報収集であり、出現があった場合（未確認情報を含む）は迅速な現地調査と関係機関の情報共有による危険度の判断を行う。出現時に非問題個体と判断された場合は、利用者に警戒の周知、情報提供を行い、問題個体と判断した場合は遊歩道を閉鎖する。

■2018 年のヒグマ動向と今後の可能性

A (小型 1 歳半クマ) : 5 月 1 日に高速道路を越え侵入。7 月中旬には離れた?

びびの道、扇の沢源頭部、片山牧場などに出現。目撃数回。道道横断でも 2 回目撃。比布跨道橋もまれに利用。18 年に親離れした（通常より 1 年早い）と考えられ、行動は未熟。予想を超える動きをする可能性がある。

B (中型オス) : 5 月上旬～8 月中旬まで出入り。

跨道橋から出入りし、主に堆肥場周辺だが、突哨山南東部の水田歩きや男山園地に侵入。中央部でも撮影されている。突哨山は農地に出る通路として使った可能性がある。朝夕も行動するが、目撃は遠くから 1 回のみ。華人に対しては用心深い。比布側山麓の水田に足跡があった（食害なし）ので、19 年も出現する可能性がある。

C (親子グマ) : 比布町墓地に続くアンダーパスを出入りし、高速道すぐ外側のカボチャ畑を 3 回食害。突哨山への影響はなかったが、この子グマが独立すると、問題行動を起こす可能性がある。

■2019 年の出現可能性と対策

2019 年も春の草本採食期、夏のアリ・農地荒らし時期に出現の可能性。

小型クマは春の草本採食期に突哨山北部の沢地に入る可能性がある。中型オスグマは突哨山をコリドー（通路）として、山麓の比布町農地に出る可能性あり。腐朽丸太のアリの巣を採食した痕跡が園内に点在し、夏は要注意。

18年秋、19年3月、4月の雪上調査では痕跡は見つからなかった。

★人間への積極的接近はなく、2頭とも用心深い。人身事故の危険度は少ないと考えられる。人の存在を知らせる、移動ルートを心理的に通りづらくするなどの方法で、事故リスクを下げることができる。

■出現時対応の基本

従来は園内でヒグマの目撃、痕跡があった場合は即時閉鎖。再開時期は規定なしであった。

本要綱では道の対処方針に準拠し、現地調査の上、非問題個体と判断できる場合は利用者への情報提供、注意喚起をした上で公園利用を継続する。問題個体と判断された場合は遊歩道を閉鎖する。いずれの場合も痕跡調査を継続し、誘引物の確認・排除を行う。2週間程度、行動や痕跡がない場合は閉鎖解除とする。

危険個体と考えられる場合は追い払いや駆除も検討する。青突哨山におけるヒグマ対策の一次関係機関は旭川市土木部、旭川市環境部、比布町（産業振興課）、公園指定管理者（NPO もりねっと）、突哨山運営協議会の5者とし、情報と判断の共有体制を構築する。上川総合振興局、旭川中央警察署、獵友会支部、マスメディアへの連絡やウェブ掲載は自治体が担当する。

また、情報を提供する地元団体は下記とする。

近文第二小学校、旭川刑務所、男山酒造、NEXCO 東日本旭川管理事務所

■平時の対応策

1. 情報共有体制の構築

上記5者の連絡網、担当者などを確認し、情報の即時共有や痕跡の記録方法、、判断の協議などに関する手順を確認する。

2. 情報提供板の準備

突哨山の突哨山口、カタクリ広場口、村上山口の3カ所に情報提供板を設置し、出現時に情報提供や歩道閉鎖が可能なようにしておく。ヒグマの生態や遭遇対策などの解説チラシを作成し配布する。

3. 上記地元団体に対策要綱の事前説明を行い、連絡先などを確認しておく。

4. ヒグマの通路になると考えられる場所に自動カメラまたは痕跡プレートなどを設置し、巡回確認を行う。

5. 遊歩道の適地に小型の鐘を吊るし、利用者に隨時鳴らしてもらう。人の存在を示すと同時に、利用者にヒグマ警戒の意識を持ってもらう。

(2-5は主に指定管理者が行う)

（2-5は主に指定管理者が行う）

（2-5は主に指定管理者が行う）

■出現情報があったときの対応

目撃情報や関係機関からの通報、調査での痕跡発見などがあった場合、関係 4 者間で即時連絡をした上、指定管理者が遊歩道を一時閉鎖して、すみやかに現地調査を行う。問題個体か非問題個体かの判断は、旭川市土木部と指定管理者が行う。

非問題個体の場合

調査の結果、問題個体ではないと判断した場合は、一時閉鎖を解除し、情報提供板に警告と出現情報を掲示する。利用者には鈴を配布し、出口で回収する。朝夕の入山、ペット連れ、単独行動、子供だけの利用、トレイルランニングなどは強く自粛を求める。

問題個体の場合

人間を怖れない、人為的な食物に執着するなど、問題個体と判断した場合は歩道閉鎖を続け、出現状況などの情報提供を行う。状況によっては北部だけの部分閉鎖も検討する。関係機関への連絡、メディア広報を行う。人間につきまとうなど、危険個体と考えられる場合は、追い払いや駆除を検討する。

現地調査の結果、行動や痕跡が 2 週間程度なく、突哨山区域から立ち去ったと考えられる場合は閉鎖を解除する。その場合、特に誘引物の調査を念入りに行う。

通報や痕跡→一時閉鎖→現地調査

→問題個体でなければ閉鎖解除、警告と情報提供、鈴配布、調査続行

→問題個体の場合→閉鎖と調査続行、各機関に連絡→問題グマ対策に移行

→問題グマが立ち去ったと判断できる場合、閉鎖解除

■早春の確認調査（主に冬眠の有無）

3月下旬及び 4 月中旬に突哨山全域の雪上踏査を行い、足跡の有無などから冬眠の可能性を確認する。19 年春季は痕跡なし。

■情報共有のポイント

一次関係機関 5 者間は同送メール（写真・地図添付）で情報共有を行い、必要に応じて電話で注意喚起する。

農地被害や痕跡はスケール入りの記録写真を撮影し、 가능한ならサンプル保存する。

自動力カメラは協議の上、各機関が分担設置し、回収や痕跡調査も適宜分担する。